

救急医療情報キットを無料配布します

問合せ 高齢介護課高齢係

救急医療情報キットとは

高齢者の安心・安全を確保するため、かかりつけの医療機関や持病、薬の服薬状況などの医療情報、緊急連絡先などを記入した用紙を専用ケースに入れ、自宅の冷蔵庫に貼り付けておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。

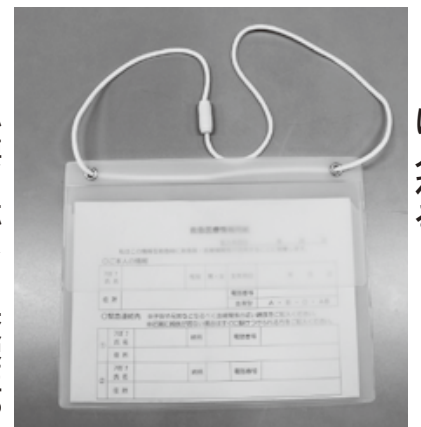
かけつけた救急隊員が救急医療情報キットの情報を確認することで、適切で迅速な処置や連絡が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行えます。

この救急医療情報キットは、全国的に普及が始まっており、救急時のほかに災害時の避難にも役立ちます。もしもの時に備えて準備をしてください。



利用方法

① 救急医療情報用紙を記入し、ひも付きケースに入れる

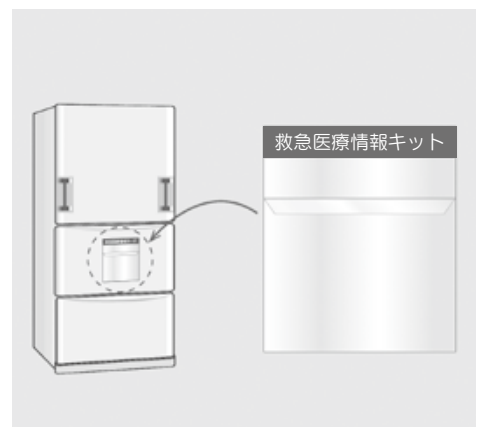


② 必要に応じて保険証や薬の情報などのコピーも、ひも付きケースに入れる

※通帳や印鑑、現金などの貴重品、 unnecessaryなものは決して入れないでください。



③ ひも付きケースをマグネット付きケースに入れて、冷蔵庫に貼り付ける



④ シールは玄関のドアやサッシの内側に貼り付ける

※防犯のため、シールは玄関ドアの内側(室内側)に貼ってください。



救急医療情報キットの活用例

事前の準備

医療情報を記入した紙を、救急医療情報キットに入れて冷蔵庫に貼り付けておく。

救急医療情報キットがあることを示すシールを玄関の内側に貼り付けておく。

もしものときには、119番通報!!

緊急時の通報、到着、発見

救急隊が、救急医療情報キットがあることを示すシールを発見。

救急隊が、冷蔵庫の救急医療情報キットを発見し、情報を確認します。

確認、迅速な情報提供と搬送

医療機関へ連絡、情報伝達迅速に行われます。



※救急医療情報キットに記載されている希望などに添えない場合があります。また、状況によっては活用されない場合もあります。

※かかりつけの医療機関以外の病院に搬送される場合もあります。



※ひも付きケースは、災害時には首から掛けて避難することができま

救急医療情報キットの無料配布

65歳以上でひとり暮らしの人や高齢者世帯には、事前に案内を送付しています。

まだ申請をしていない人や、自宅で一人になることがある65歳以上の人は、本人または代理の人が高齢介護課高齢係の窓口で手続きをしてください。

配布開始日 3月17日(月)

対象 市内に住んでいる次のいずれかに該当する人

救急医療情報用紙(記入例)

記入年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

私はこの情報を救急時に救急隊・医療機関等に活用することに同意します。

○ご本人の情報

氏名	ヘキナン タロウ	性別	男	生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日
住所	碧南市松本町28番地		電話番号	0566-48-3311	
			血液型	(A)・B・O・AB	

○緊急連絡先 ※子供や兄弟などなるべく血縁関係の近い親族をご記入ください。 ※近隣に親族がいない場合はすぐに駆けつけられる方を記入してください。

①	氏名	ヘキナン ジョウ	続柄	次男	電話番号	0566-〇〇-〇〇〇〇 090-△△△△-△△△△
	住所	碧南市〇〇町〇丁目〇〇番地				
②	氏名	ミカワ ハナコ	続柄	知人	電話番号	0566-〇〇-〇〇〇〇 090-△△△△-△△△△
	住所	碧南市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇マンション〇〇〇号室				

○治療中の病気など ※病院や薬局で渡される薬の説明書(薬剤情報提供書)をケースに入れる場合は、飲んでいる薬名は省略しても構いません。

治療中の病気	飲んでいる薬名等	かかりつけ医療機関
① 狭心症	〇〇〇〇	〇〇総合病院
② 糖尿病	△△△△	△△内科医院
③		

○備考(薬剤アレルギーなど、伝えておきたいこと)

・アスピリン系薬剤にアレルギーがあります。

・救急通報により病院へ搬送となる場合は、〇〇総合病院への搬送を希望します。

○以下は介護保険サービスを利用している方のみ記入してください。

居宅介護支援事業所名・電話番号	〇〇〇介護支援事業所	担当△△さん
(ケアマネジャーの事業所名)	電話 0566-〇〇-〇〇〇〇	

※健康保険証のコピー、薬の説明書(薬剤情報提供書)のコピー、本人の写真(裏面に氏名)、診察券のコピーなどをケースに入れておくと、救急時により有効に活用できます。

・65歳以上でひとり暮らしの人

・65歳以上のみの高齢者世帯

・自宅一人でいることのある65歳以上の高齢者

配布物

- ・救急医療情報用紙(1人1枚)
- ※記入例は左図を参考にしてください。
- ・ひも付きケース(1人1枚)
- ・マグネット付きケース(1世帯1枚)
- ・シール(1世帯2枚)

申込み 窓口で手続きをする人の本人確認ができるもの(免許証、保険証など)、利用する人の印鑑を持参し高齢介護課高齢係